

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

指定給水装置工事事業者は **5 年ごとの更新** が必要です。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「**水道法の一部を改正する法律**」が、令和元年 10 月 1 日に施行され、指定給水装置工事事業者の**指定の有効期間が従来の無期限から 5 年間**となっています。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H25.4.1～R1.9.30	R1.9.30～R6.9.29(5 年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**水道法第 25 条の 3 (指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号で規定された欠格要件に該当しない者

●更新手数料は5,000円です。

●更新申請に必要な書類

- ・**様式第 1 及び第 2、第 3**
- ・**別表 機械器具調書**(機械器具の写真を添付)
- ・**定款及び登記事項証明書**(法人) 又は **住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類 (**免状**又は**技術者証**等)

更新申請についてのお問い合わせ
宝達志水町地域整備課
TEL：0767－29－8160